

令和 5 年 3 月 29 日

正 会 員 各位

(一社) 全国 LP ガス協会

バルク貯槽の特定設備検査合格証返納要領等改正について（お知らせ）

標記につきましては、高圧ガス保安法において特定設備を輸出、喪失又はくず化した場合は「特定設備検査合格証」（以下「合格証」という）を返納することになっております。

また、紛失した際には返納のために合格証の再交付を受け、返納することとなっておりますが、令和 4 年 3 月 31 日経済産業省の産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 高圧ガス小委員会において合格証を紛失により返納できない場合の対応が新たに示されました。

それを受け日本 LP ガス団体協議会において令和 5 年 3 月 14 日に以下の返納要領・くず化指針について改正を行いましたので、お知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願ひいたします。

改正概要

合格証紛失時の対応として、合格証の再交付を受け返納する手続き方法に加え、新たに「紛失通知書」を作成し、添付することで手続きができるようになりました。

なお、供用中において合格証の紛失が判明した場合は、合格証の再交付を受け、改めて返納手続きを行う必要があります。

また、ガス販売事業者が直接 KHK へ返納する場合は「合格証返納届書」「バルク貯槽譲渡確認書」を PDF データによりバルク貯槽製造事業者に送付することが追加されました。



G 液-003 バルク貯槽の特定設備検査合格証 返納要領

https://www.nichidankyo.gr.jp/technology/standard/g_eki_003.html



G 液-002 バルク貯槽くず化指針

https://www.nichidankyo.gr.jp/technology/standard/g_eki_002.html

以 上

発信手段：E メール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、橋本